

第108号議案

島根県減債基金条例の一部を改正する条例

島根県減債基金条例（昭和39年島根県条例第32号）の一部を次のように改正する。

第6条を第7条とする。

第5条中「繰り戻し」を「繰戻し」に改め、同条を第6条とする。

第4条中「基金の」を「一般勘定に属する資金の」に、「この基金」を「一般勘定」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 満期一括勘定に属する資金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、満期一括償還方式の県債に係る利息の償還の財源に充てるほか、一般勘定に繰り入れるものとする。

第4条を第5条とし、第3条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

（勘定）

第3条 基金に次の各号に掲げる勘定を設けて、それぞれ当該各号に定める資金の管理に係る経理を行う。

- (1) 一般勘定 次号に定める資金以外のもの
- (2) 満期一括勘定 満期一括償還方式の県債の償還の財源に充てるために積み立てた資金

- 2 知事は、財政上特に必要があると認めるときは、満期一括勘定に属する資金を繰戻しの期限を定めて一般勘定に繰り入れることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。